

長崎市ふれあい訪問収集事業システム導入業務委託に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

長崎市ふれあい訪問収集事業システム導入業務委託

(2) 業務内容

長崎市ふれあい訪問収集事業システム導入業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 本業務をプロポーザル方式により実施する趣旨

本業務は、身体的な理由等で、ごみ出しが困難な65歳以上の高齢者等に対し、家庭ごみの戸別収集と安否確認を行う「ふれあい訪問収集事業」において、クラウドと連携したモバイル端末を用いたシステムを導入し、事業の効率化と、ペーパーレス化を図るとともに、収集の進捗状況をシステムでリアルタイムに把握することで利用者からの問い合わせに即時対応することを実現するものである。また、併せて、連携部局との情報共有の迅速化を目指すものである。

については、当該システムの導入にあたり、システムの内容が高度な技術と専門性を要するものであり、また、事業者によりシステム実現の手法に幅や独自性があり、提案に基づいて仕様を作成することにより長崎市が求める最適なシステムを選択できると考えられることから、専門的な知識・経験等を有する者から実施の方針や手法等の提案を求め、その内容の評価を行ったうえで最も優れた受託候補者を特定したいため、プロポーザル方式により実施することとしている。

2 見積限度額

10,513,000円（消費税相当額を含む。）

3 参加資格要件等

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「コンピュータシステム設計・開発」及び「コンピュータシステム操作・運用」の業種で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (8) 本事業の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、構成員となる全ての者が（1）及び（4）から（7）までの要件を満たすものであること。ただし、構成員の代表者は、（1）から（7）までの要件を全て満たさなければならない。
- (9)（8）の場合において、同一コンソーシアムの構成員については、資本・人的関係（コンソーシアムの一構成員の代表者（契約締結権限を有する受任者（以下「受任者」という。）を含む。）が、同一コンソーシアムの他の構成員の代表者（受任者を含む。）を兼ねている場合を除く。）がある2者以上の者が含まれることを妨げない。
- (10) 一事業者が複数のコンソーシアムに参加することはできない。また、コンソーシアムに参加する事業者は単独での参加はできない。
- (11) 本案件に参加しようとする者は、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 令和2年4月1日から令和7年3月31日までに同種業務の実績が1件以上ある者とする。なお、同種業務の実績とは、他の地方公共団体に対し、家庭ごみの戸別収集又は高齢者等宅への家庭ごみの戸別訪問収集（ふれあい訪問収集）システムの導入実績とする。
 - イ 本案件に参加しようとする者と結成するコンソーシアムの構成員のうち、本事業の運営事業者に令和2年4月1日から令和7年3月31日までに同種業務の実績が1件以上ある者とする。なお、同種業務の実績とは、他の地方公共団体に対し、家庭ごみの戸別収集又は高齢者等宅への家庭ごみの戸別訪問収集（ふれあい訪問収集）システムの導入実績とする。
- (12) 本業務に配置する業務責任者及び業務担当者は、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 令和2年4月1日から令和7年3月31日までに同種業務の実績が1件以上ある者とする。なお、同種業務の実績とは、他の地方公共団体に対し、家庭ごみの戸別収集又は高齢者等宅への家庭ごみの戸別訪問収集（ふれあい訪問収集）システムの導入実績とする。
 - イ 本案件に参加しようとする者と結成するコンソーシアムの構成員のうち、本事業の運営事業者において、令和2年4月1日から令和7年3月31日までに同種業務の実績が1件以上ある者とする。なお、同種業務の実績とは、他の地方公共団体に対し、家庭ごみの戸別収集又は高齢者等宅への家庭ごみの戸別訪問収集（ふれあい訪問収集）システムの導入実績とする。

4 成果物の種類及び提出部数並びに提出期限

提出する成果物は、原則として日本産業規格A4版、文字サイズは全て10ポイント以上とし、データを作成のうえ提出する。

なお、報告書等の様式の詳細は、受託者との協議により別途定めるものとする。

番号	成果物名（データ送付）	提出期限	備考
1	業務実施計画書 （スケジュール含む）	契約後速やかに	作業項目・作業内容・役割分担等の記載があるもの。工程表、業務体制、連絡網等含む。
2	実施体制図		
3	業務責任者決定通知書		
4	各作業工程の計画・成果書類	随時	ユーザー操作マニュアル、運用マニュアル及び障害対応マニュアル等の計画書、成果書類
5	業務打合せ簿、議事録		業務打合せ簿、議事録、課題、検討事項一覧表
6	システム等	令和8年3月25日 （水）	システムが利用できる状態をもって納品とみなす
7	試験結果等		要件一覧表及び試験結果
8	セキュリティインシデント 対処手順書		セキュリティインシデント対処手順書
9	業務完了届		
10	操作運用マニュアル		操作者用、障害対応時のマニュアル

5 スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和7年4月24日（木）
説明書その他資料配布期間	令和7年4月24日（木）から 令和7年6月2日（月）午後5時00分まで
説明書等に対する質問提出期間	令和7年4月24日（木）から 令和7年5月16日（金）午後5時00分まで（必着）
質問に対する回答期限	令和7年5月21日（水）まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
参加表明の手続き期限	令和7年5月12日（月）午後5時00分まで（必着）
提案書提出要請日	令和7年5月16日（金）
提案書提出期限	令和7年6月3日（火）午後1時00分まで（必着）
ヒアリング実施日（予定日）	令和7年6月6日（金）
決定・非決定通知日	令和7年6月17日（火）
見積書提出期限	令和7年6月24日（火） ※特定者に対して中央環境センターから連絡します。

内容	期限等
契約締結予定日	令和7年6月27日（金）

6 参加表明の手続き

(1) 提出書類（第1号様式、様式ア、様式ウ及び様式エ）

ア 公募型プロポーザル参加表明書（第1号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

ウ 業務実績調書（様式ウ）

※受託業務の内容が確認できる書類（仕様が記載された書類等の写し）及び履行の確認ができる書類（完了報告書等の写し）を添付。

エ 配置予定者調書（様式エ）

※担当者ごとに作成。

※受託業務の内容が確認できる書類（仕様が記載された書類等の写し）及び履行の確認ができる書類（完了報告書等の写し）を添付。

オ コンソーシアムの結成に係る協定書の写し及び代表構成員への委任状

※コンソーシアムを結成する場合のみ。

(2) 提出期限

令和7年5月12日（月）午後5時00分まで【必着】

（提出期限内に次の提出場所の所属に到達していること）

(3) 提出場所

〒850-0076 長崎市木鉢町2丁目406番地

長崎市環境部中央環境センター（電話：095-865-5371）

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

7 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和7年5月16日（金）

8 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書（様式ケ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより次の（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から**令和7年5月16日(金)午後5時00分まで【必着】**

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市環境部中央環境センター

電話：095-865-5371

E-mail: kankyo_chuou@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ：095-865-5301

(4) 質問に対する回答

令和7年5月21日(水)までに質問を取りまとめ、質問回答書(様式コ)により提案資格を満たす者すべてに電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

9 提案書の提出

(1) 提出書類

番号	書類名	様式種別	作成要領
1	提案書	第4号様式	—
2	組織調書	様式イ	—
3	業務等実績調書	様式ウ	・家庭ごみの戸別収集又は高齢者等宅への家庭ごみの戸別訪問収集(ふれあい訪問収集)システムの導入実績。 ・受託業務の内容が確認できる書類(仕様が記載された書類等の写し)及び履行の確認ができる書類(完了報告書等の写し)を添付すること。
4	配置予定者調書	様式エ	・担当者ごとに作成すること。 ・受託業務の内容が確認できる書類(仕様が記載された書類等の写し)及び履行の確認ができる書類(完了報告書等の写し)を添付すること。
5	参考見積書	様式オ	・予算額(円)を超える場合は、審査の対象としない。 ・導入費(要件定義、システム設計、プログラム開発、テスト、クラウド基盤使用料等)、運用支援(運用マニュアル、操作立ち合い、研修等)が分かるよう明細内訳を記載すること。 ・値引き、マイナス計上をしないこと。
6	業務の実施方針	様式カ	・「仕様書4(2)目的」に記載の、本業務の目的を踏まえ、①作業効率を高め、②実用的で使いやすく、③事務処理の軽減及びペーパーレス化を実現し、④当該事業利用者の見守り環境の向上を目指すために、この業務の進め方について、基本的な考え方を記載すること。 ・その他業務実施上の配慮事項等がある場合、簡潔に記載すること。

7	企画書	様式キ 任意様式	<p>提案について、図示等を用いてわかりやすく説明すること。</p> <p>① デザイン・操作のしやすさ （職員が操作しやすく、わかりやすく、使いやすい、目的を達成できるような構成を提案すること。）</p> <p>② 運用のしやすさ （運用を見据え必要となる支援や、情報更新のしやすさについて提案すること。また、システム稼働開始後（令和8年度以降）に想定されるランニングコスト（システム保守及びクラウド基盤利用料等運用に要する年額費用の概算）について説明すること。）</p> <p>③ ネットワーク環境 （PC 端末と、モバイル端末、クラウドシステムのネットワーク環境について図示等を用いてわかりやすく説明すること。）</p> <p>④ セキュリティ対策 （セキュリティ対策、バックアップ、データ保全、災害への対策について具体的に記載すること。）</p> <p>⑤ 独自性と拡張性 （提案事業者のノウハウや知識、経験を活かした創意工夫が見られ、目的に沿った独自性のある提案であるか。また、将来的に見込まれる拡張性を備えた内容であり、価格を踏まえ妥当な提案であるか。）</p>
8	実施体制	任意様式	・実施にあたっての人員配置やその役割を記載すること。
9	全体スケジュール	任意様式	・実施にあたっての全体スケジュールをシステム設計、開発、テスト、研修など、事項ごとにわかるように記載すること。
10	機能要件等対応確認書	別紙1	・提案書と共に提出すること。
11	その他（提出要請書に対する意見、代替案等）	様式ク	・提出要請書に対する意見、仕様書案などに示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。 （記載様式は A4 版 1 枚以内とする）

※仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(2) 参考見積書の取扱い

契約金額積算の際の参考及び受託候補者特定のための基準(12に記載)の一部として用いることとする。

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本工業規格 A 4 版とし、文字サイズは全て 10pt 以上とする。ただし、やむを得ない場合は A 3 版も可とする。なお、提案にあたっては仕様書に基づく提案を求めることとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

各様式の所定の欄に、市から送付した参加要請書において提案者毎に指定する記号（アルファベット）を記載すること。 例）A社、B社 など

(4) 提出部数

紙の提出は、提出書類一式（(1)提出書類1～11）をセットにしたものを1部（会社名あり）とし、同書類一式の会社名ありのものと会社名なしのものをそれぞれデータ提供すること（送信先は「14 担当課」参照）。

なお、会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容も記載しないこと。

(5) 提出期限

令和7年6月3日（火）午後1時00分まで【必着】

（提出期限内に次の提出場所の担当所属に到達していること）

(6) 提出場所

〒850-0076 長崎市木鉢町2丁目406番地

長崎市環境部中央環境センター（電話：095-865-5371）

(7) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法による。

10 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 実施予定日

令和7年6月6日（金）

(2) 持ち時間

説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を実施する。

持ち時間については参加者数に応じて設定することとする。

※詳細については別途、ヒアリング予定表（様式サ）にて通知する。

(3) 出席者

2人以内とする。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機は本市で用意する。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

11 受託候補者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託候補者を決定し、受託候補者として決定した者に対しては、決定通知書により、受託候補者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 **令和7年6月17日（火）**

12 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとし、合計点が最も高い者を受託候補

者として決定する。また、合計点が最も高い者が複数いる場合は、「提案内容評価」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。さらに、その複数者の「提案内容評価」の合計点が同点となった場合は、参考見積金額が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。

なお、「提案内容評価」において、いずれかの項目について委員全員の配点が 0 点のものがある場合、または委員全員の評価の合計点が満点の 2 分の 1 未満の場合は、受託候補者として非特定とする。

なお、提案者の得点が、満点の 2 分の 1 (小数点以下切り捨て) 未満の場合は失格とする。

(例) 特定審査委員 1 人の配点 100 点、審査を行った特定審査委員 6 人の場合

満点 = 100 点 × 6 人 = 600 点

満点の 2 分の 1 = 600 点 × 1/2 = 300 点

提案者の得点が 299 点以下の場合は失格とする。

13 契約書の作成の要否

要

14 担当課

〒850-0076 長崎市木鉢町 2 丁目 4 0 6 番地

長崎市環境部中央環境センター

電話 : 095-865-5371

FAX : 095-865-5301

E-mail : kankyo_chuou@city.nagasaki.lg.jp

15 その他の留意事項

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合には、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係

を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

- (10) 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を6（3）の場所に届け出なければならない。